



令和8年度

広島県カーボンリサイクル関連技術
研究開発支援事業
(カーボンリサイクルサンドボックス)

公募要領

令和8年5月

広島県 商工労働局

環境・エネルギー産業課

《 目 次 》

(ページ)

I	補助制度の概要	
1	補助制度の目的	3
2	事業概要	3
3	交付規定等	6
II	募集要件	
1	補助対象となる事業の要件	7
2	補助対象者の要件	9
3	補助対象期間と補助限度額	11
4	補助率	12
5	補助対象経費	13
III	応募手続き	
1	応募手続き	16
2	審査方法	17
3	採択事業の公表	20
4	公募～補助金支払いまでのスケジュール (予定)	21
IV	補助事業の実施に係る手続き・留意事項等	
1	補助対象者の義務	22
2	財産の帰属等	22
3	その他の留意事項	22
V	補助事業の実施に係る経理事務	
1	関係書類等の記録、管理、保存	24
2	補助対象経費の支払い方法	24
3	補助対象物件の検収	24
4	経費ごとの整理・保管する証拠書類等	25
5	補助対象者の提出書類一覧 (交付決定後)	30
VI	問い合わせ先等	
1	問い合わせ窓口	30
2	運営事業者	30

I 補助制度の概要

1 補助制度の目的

広島県は、2050年までにカーボンリサイクル（以下、「CR」という。）を本県産業の柱の一つとして育成し、関係する企業・大学・団体等と連携しながら、CR関連技術の基礎研究から社会実装まで幅広く取り組んでいくことで、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、県経済が飛躍的に成長を遂げることを目指しています。

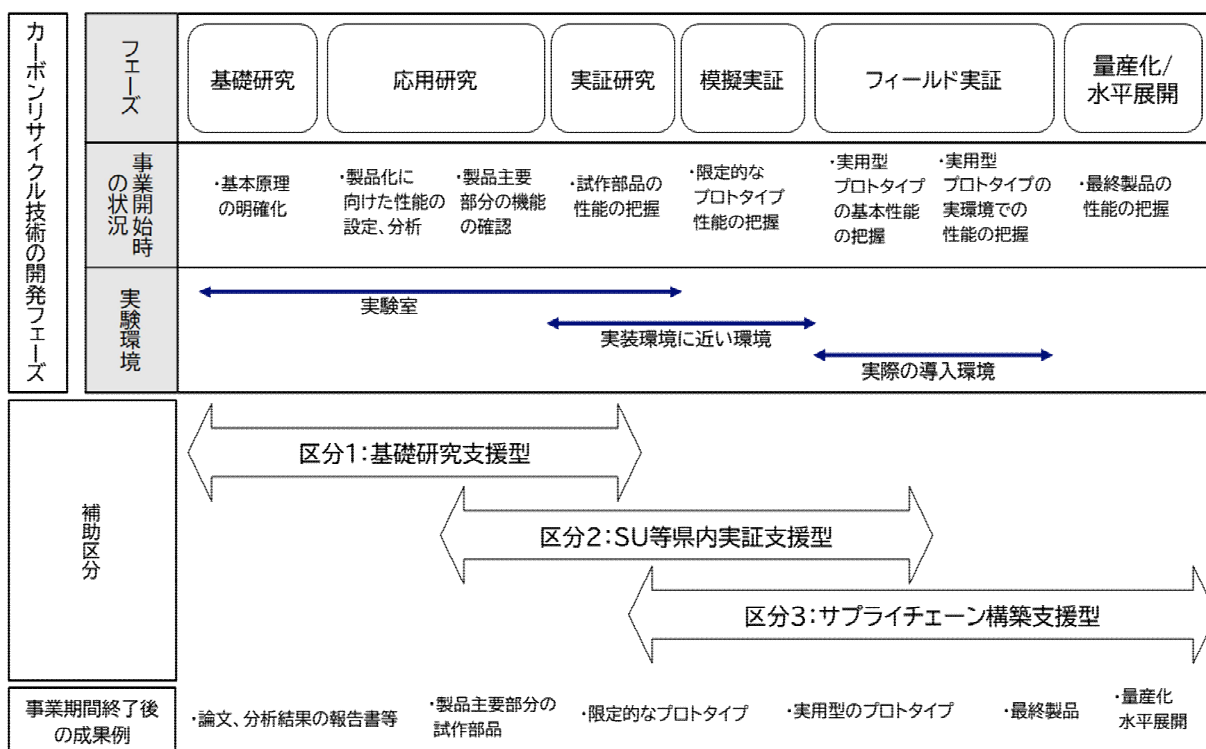
このため、①CR関連技術の研究開発、②県内企業と連携してCR製品・サービスの開発・実証に取り組む実証研究開発及び③CR製品・サービスの社会実装を目指した県内企業を含むサプライチェーン体制による実証研究開発の3区分について支援することで、県内でのCRに係る研究・実証事業の数を増加させ、県内でのCR関連技術の社会実装を推進することを目的として、本事業を実施します。

2 事業概要

(1) 補助対象

本事業では、CR製品・サービスの社会実装に向けたCR関連技術の研究開発を支援します。また、CR技術の開発フェーズによらず、切れ目なく支援するため、次の図のとおり開発フェーズに応じて、3つの区分で募集します。

特に、区分3のサプライチェーン構築支援型については、将来的なCR製品・サービスの事業化を見据えて、あらかじめサプライチェーン体制*（県内企業を含む）を構築した上で、その体制内で連携して実証研究開発等に取り組む事業を募集します。

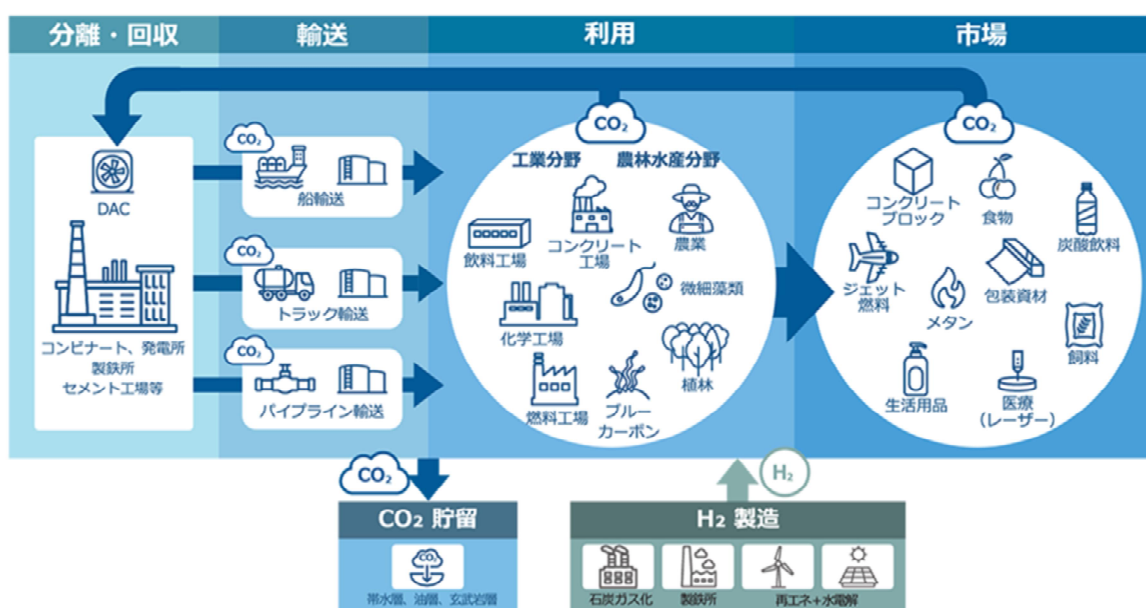


(2) 補助区分

募集する補助区分は、基礎研究支援型、SU（スタートアップ）等県内実証支援型、サプライチェーン構築支援型の3区分で、各区分の概要は次の表のとおりです。

区分	区分1	区分2	区分3
	基礎研究支援型	SU等県内実証支援型	サプライチェーン構築支援型
内容	CR製品・サービスの開発に向けて、県内外の研究者（大学、中小企業）が行うCR研究・開発事業への支援	CR製品・サービスの県内での実証に向けて、県内外の企業が、県内企業と連携して開発・実証を行う事業への支援	CR製品・サービスの事業化に向けて、県内外の企業が、県内企業を含む事業者とCR製品のサプライチェーン体制※をあらかじめ構築し、その体制の中で事業化に向けて実証研究開発する事業への支援
申請対象	大学等の研究者、中小企業	企業	企業
補助額	最大400万円/2年 (上限100万円/半年)	最大600万円/1年半 (上限200万円/半年)	最大2,100万円/1年半 (上限700万円/半年)
補助率	大学等研究機関：10/10 中小企業：10/10	中小企業：10/10 中堅企業：2/3 大企業：1/10	中小企業：2/3 中堅企業：3/5 大企業：1/2
補助要件		県内での実証を想定し、県内企業と連携すること	県内を含む範囲での社会実装を想定し、構築するサプライチェーンの中に、県内企業が1社以上含まれること
補助期間 (最大)	R8.10～R10.9 (2年)	R8.10～R10.3 (1年半)	

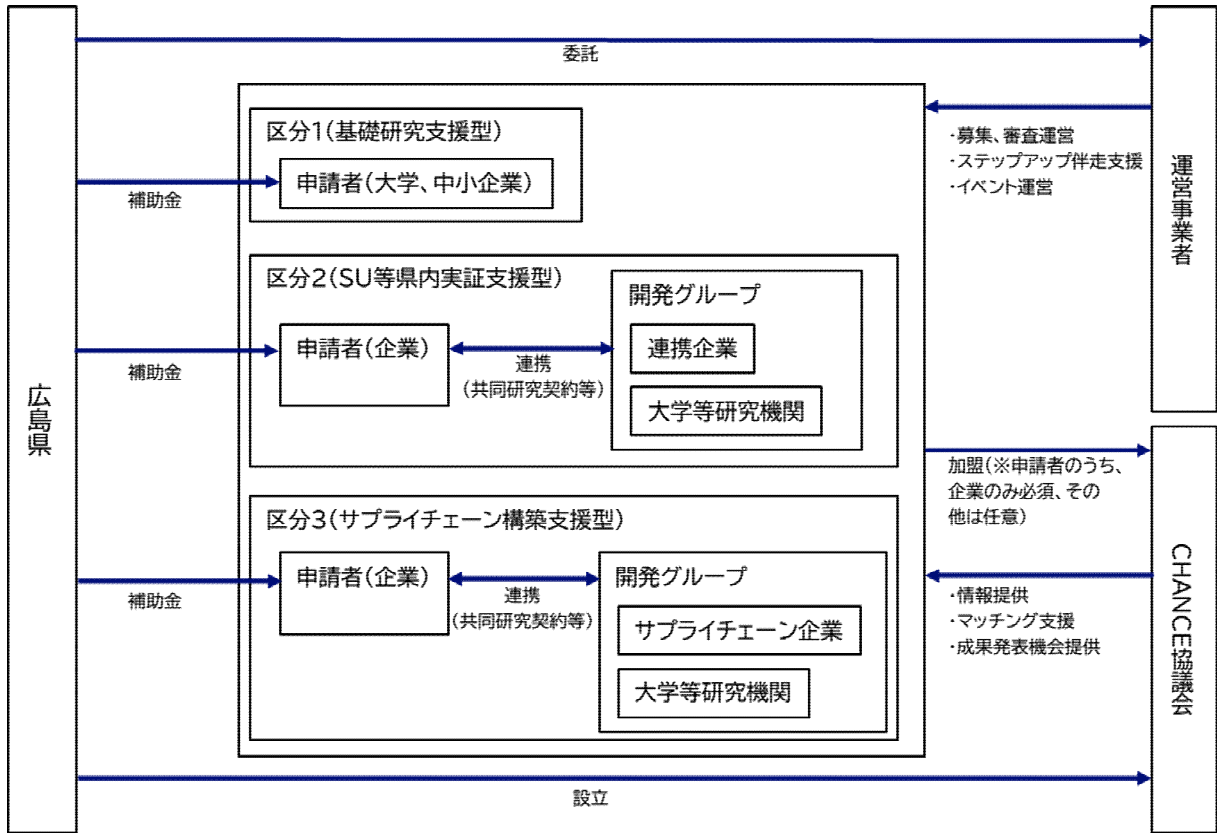
※CR製品のサプライチェーン体制のイメージ



出典：一般社団法人カーボンリサイクルファンド。「取組事例」。
<https://carbon-recycling-fund.jp/casestudy>, (参照 2024-12-12)

(3) 補助事業イメージ

補助事業は次の図に示す体制により実施します。



補助事業体制	役割
広島県	県は、補助事業の運営（募集、審査運営、伴走支援、イベント開催運営）を運営事業者を選定して委託し、補助対象者からの成果等の報告を受け、補助金を申請者に支払います。また、適切なタイミングで県民・事業者等へ成果等について効果的に周知し、県内事業者とのマッチング等を支援することで、CR 製品・サービスの県内での社会実装を推進していきます。
申請者 (補助対象者)	申請者（補助対象者）は、申請に基づき研究開発・実証事業等を実施し、その成果を県に報告、補助金の支援を受けます。また、運営事業者と進捗を定期的に共有し、大型予算獲得やマッチング支援などのステップアップ支援を受けます。さらに、県が設立したカーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会（CHANCE）に加盟し、CR に関する最新動向等の情報収集機会を得るとともに、事業の成果によっては CHANCE 参画企業等に発表するなど、技術シーズを提供します。
運営事業者	運営事業者は、補助対象者からの研究進捗等の共有を受け、面談を実施し、次のようなステップアップ支援を行うほか、募集、補助金申請審査運営、成果発表イベントの運営業務を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発、製造開発に関する技術的な助言 ・NEDO や JST をはじめとした国内外の外部資金活用情報提供 ・産学連携支援、専門家紹介

広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会 (CHANCE)	CHANCE では、定期的に発信する会員向けメルマガや、月 1 回程度開催する会員でのマッチング交流会等の機会において、効果的なタイミングで、補助事業者の技術シーズや成果等を情報共有し、社会実装に向けて、協業する企業とのマッチングや、サプライチェーンの構築支援を行います。
---------------------------------------	--

3 交付規定等

本補助事業は、この公募要領の他、県が別途定める「広島県補助金交付規則」、「広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付要綱」に基づき実施します。

II 募集要件

1 補助対象となる事業の要件

(1) 対象分野

本事業で推進するCRとは、二酸化炭素を回収し、多様な炭素化合物として再利用することを指します。また、本事業で補助対象となる分野は、次の①～⑦に掲げるCR分野の研究や、当該分野での新たな製品化・サービス化を目的とする研究開発や実証事業、サプライチェーンを構築して事業化に向けた課題を解決する事業（通常の生産活動を除く）とします。

- ①二酸化炭素分離回収に係る分野
- ②鉱物化による二酸化炭素固定化に関する分野
- ③二酸化炭素を原料として燃料への転換に関する分野
- ④二酸化炭素を原料として化学品への転換に関する分野
- ⑤二酸化炭素吸収源に関する分野
- ⑥広島県内でのカーボンリサイクルへの活用を含めたCO₂フリー水素の製造に関する分野
- ⑦その他、直接的又は間接的にカーボンリサイクルの技術に資する分野

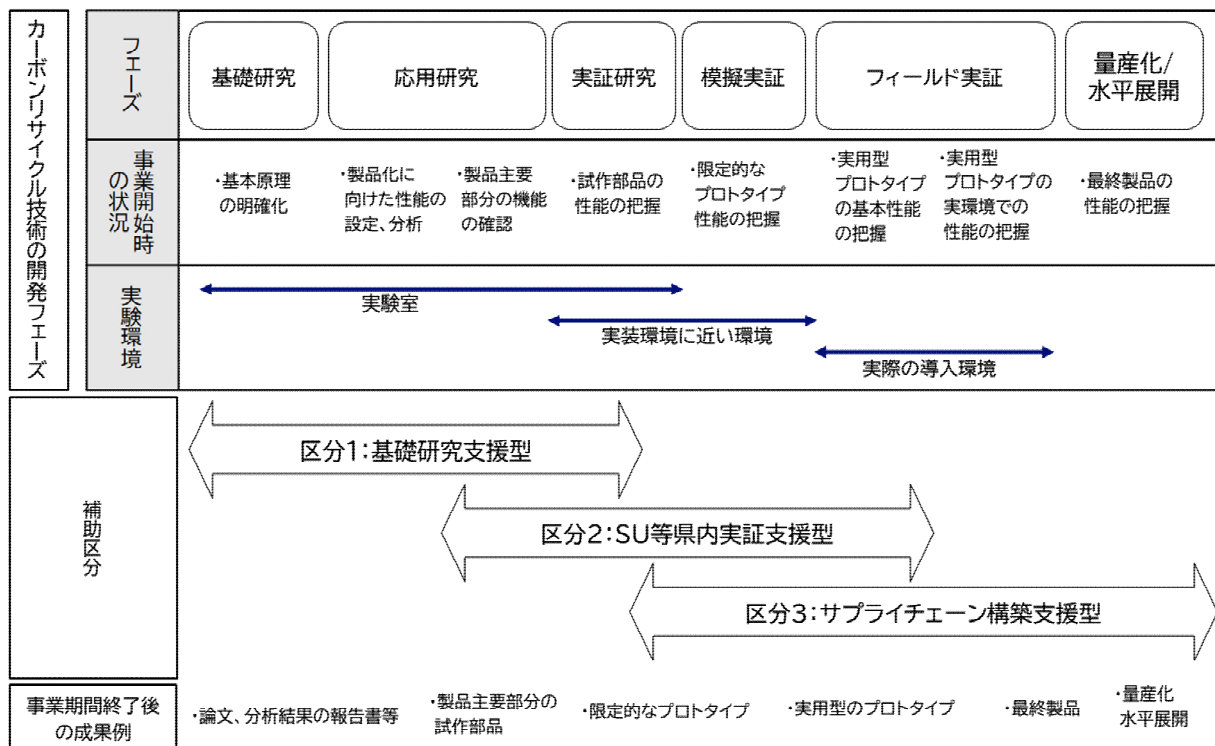
(2) 対象事業と3つの応募区分

本事業は、CR技術の開発フェーズに応じて3つの区分を設けており、次の表に、各区分において応募対象として想定している開発フェーズと支援期間満了時の成果例を示しています。この表の記載内容は、おおよその目安として示したものであって、実際にどの区分に応募するかは、申請者が、研究、開発、実証、事業化しようとする現在（応募時点）のCR技術の開発状況や開発グループの連携状況等を踏まえ、適切な応募区分を判断するものとします。

区分1 基礎研究支援型	
CR 技術の開発フェーズ	【基礎研究、応用研究】 (例) CR 製品・サービス（以下、この表において「CR 製品」という）の開発に向けて、 <ul style="list-style-type: none"> ・ CR 技術の基本的な特性に関する実験室での基礎研究を行うもの ・ 将来的な CR 製品の性能を設定し、開発に向けた情報収集、実験室での性能分析等を行うもの ・ CR 製品の事業化に関するコスト等を分析し、主要な構成要素の性能に関する実験室での研究・実験を行うもの（※区分2と重複）
支援期間（最大2年）満了時の成果例	CR 製品開発に向けて、研究結果を踏まえた <ul style="list-style-type: none"> ・ CR 製品の企画、構想の作成 ・ CR 製品の主要な構成要素部分の試作部品の製作 ・ CR 製品の現場（県内）での実証研究に向けた、県内企業との連携
区分2 SU等県内実証支援型	
CR 技術の開発フェーズ	【応用研究、実証研究、模擬実証】 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ CR 製品の想定している県内での実証に向けて、事業化に関するコスト等を分析し、主要な構成要素の性能に関して、実験室で研究・実験を行うもの（※区分1と重複） ・ CR 製品の主要な構成要素が機能することが実験室レベルで確認されており、限定的

	<p>なプロトタイプにより、県内事業者と連携して実証研究を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CR 製品の社会実装に向けて、限定的又は実用型のプロトタイプにより、実際の導入環境に近い環境（実際の工場排ガスをを用いた実験室での実証等）又は現場（県内）での実証研究を行うもの
支援期間（最大1年半）満了時の成果例	<p>CR 製品の事業化に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CR 製品の主要な構成要素が導入環境に近い環境で機能することの実験室レベルでの確認 ・CR 製品の主要構成要素の試作品、限定的又は実用的なプロトタイプの製作 ・CR 製品の性能を踏まえた開発グループでのサプライチェーン体制構築の検討
区分3 サプライチェーン構築支援型	
CR 技術の開発フェーズ	<p>【実証研究、模擬実証、フィールド実証、量産化・水平展開】</p> <p>将来的な事業化を見据えて、CR 製品のサプライチェーン体制（体制には県内企業を含む）をあらかじめ構築した上で、そのサプライチェーン体制と連携して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CR 製品の主要な構成要素の実験室又は実際の導入環境に近い環境での実証研究を行うもの ・CR 製品の主要な構成要素の試作品、限定的又は実用的なプロトタイプによる模擬実証やフィールド実証を行うもの ・CR 製品の量産化・水平展開に関する課題解決のための研究開発を行うもの
支援期間（最大1年半）満了時の成果例	<p>構築したサプライチェーン体制又はその体制を想定した環境における、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CR 製品の主要な構成要素が機能することの実験室レベル又は現場での実証等での確認 ・CR 製品の主要構成要素の試作品、限定的又は実用的なプロトタイプの製作 ・CR 製品の最終製品の製作 ・CR 製品の量産化・水平展開に関する課題の解決

(再掲) 補助区分と開発フェーズとの関係



2 補助対象者の要件

本事業の補助対象者は（１）全区分の共通要件と、応募しようとする各区分に応じた要件（２）～（４）を満たす者としてします。

（１）全区分の共通要件

- ① 補助対象期間内に県が広島県内で開催するカーボンリサイクルに関するイベント（令和８年１１月１９日に開催予定）に現地出席し、成果等を発表すること。
- ② 補助対象者が企業である場合は、県が設立しているカーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会（CHANCE）に加盟すること（加盟費は無料）。ただし、開発グループ内の企業については、加盟は任意とする。
- ③ 補助事業を的確に遂行するに当たり、自己負担分を調達する必要がある補助事業において、その調達に関し、十分な経理的基礎を有すること。
- ④ 補助事業に係る経理、その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 補助対象期間終了後においても、県による追跡調査や事業化状況調査、各種イベントへの登壇依頼等に可能な限り協力すること。
- ⑥ 補助対象者及び開発グループに属する事業者等が排除対象者（以下、ア～オ）に該当しないこと。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じが、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
 - イ 法人等が、暴力団又は暴力団であることを知りながらこれから投資を受ける、又はこれと取引関係にあるなど、直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力又は関与している者。
 - ウ 法人等の役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - エ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - オ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（２）基礎研究支援型の要件

基礎研究支援型の補助対象者は、（１）の要件に加え、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ① 大学等研究機関又は中小企業^{*}であること。
- ② 提案事業の主任研究者は日本の居住者であり、主任研究者の所属機関の所在地が日本国内であること。
- ③ 支援期間満了（最大２年間）までに、研究しようとするCR技術・CR製品・サービスについて、将来的な広島県内での社会実装を見据え、関係する広島県内企業１社以上と面談を１回以上実施し、そ

の内容を実績報告時に報告すること。ただし、補助対象者自身が広島県内企業である場合や、連携先として広島県内企業を記載して応募している場合、別の広島県内企業と面談するかどうかは任意とする。また、広島県内企業とは、広島県内に事業所（本社、支社、工場、研究開発拠点等）を有する企業とする。

※ 中小企業の定義については、p.12の「4補助率」の記載内容を参照

(3) SU等県内実証支援型

SU等県内実証支援型の補助対象者は、(1)の要件に加え、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ① 本事業の補助対象期間開始時点で「中小企業、中堅企業、大企業」*であること。(申請しようとする者が、応募時点で中小企業、中堅企業、大企業に該当しない場合は、補助対象期間開始までに開業する予定である旨を記載して応募すること。)

※中小企業、中堅企業、大企業の定義については、p.12の表を参照

- ② 提案事業の主任研究者は日本の居住者であり、主任研究者の所属機関の所在地が日本国内であること。
- ③ 補助対象者は、CR製品・サービスの開発に向けて広島県内の企業と連携*して研究開発を行う、もしくは広島県内の企業と連携して広島県内で実証研究等を行う提案をすること。連携する企業は、あらかじめ連携について両方で合意した上で、提案すること(合意の方法は問いません)。また広島県内の企業とは、広島県内に事業所(本社、支社、工場、研究開発拠点等)を有する企業とする。ただし、補助対象者自身が広島県内企業である場合は、別の広島県内企業と連携するかどうかは任意とし、広島県内で実証研究等を行う提案をすること。

※連携先の広島県内企業が見つからない場合は、広島県が県内企業とのマッチングを支援します。

応募の意思があり、連携先を探索したい場合は、p.16「Ⅲ応募手続き_1申請手続き_(3)区分2、区分3の広島県内連携先企業等の探索について」をご確認ください。

(4) サプライチェーン構築支援型

サプライチェーン構築支援型の補助対象事業者は、(1)の要件に加え、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ① 本事業の補助対象期間開始時点で「中小企業、中堅企業、大企業」*であること。(申請しようとする者が、応募時点で中小企業、中堅企業、大企業に該当しない場合は、補助対象期間開始までに開業する予定である旨を記載して応募すること。)

※中小企業、中堅企業、大企業の定義については、p.12の表を参照

- ② 提案事業の主任研究者は日本の居住者であり、主任研究者の所属機関の所在地が日本国内であること。
- ③ 補助対象者はCR製品・サービスの事業化を見据えたサプライチェーン体制*をあらかじめ構築し、その体制内での役割を明確にした上で、連携して研究開発を行う事業を提案すること。本区分でいう、「CR製品・サービスのサプライチェーン」とは、CR製品の原料となる(i)CO₂等の供給、(ii)CO₂の分離・回収、(iii)CO₂の輸送、(iv)CR製品の製造(加工も含む)、(v)CR製品の活用までの5工

程の範囲とし、あらかじめ構築するサプライチェーン体制は少なくとも2工程以上含めること。また、構築したサプライチェーン体制の中に、1社以上広島県内の企業を含むこと。(広島県内への関連割合が高いほど、審査時の評価は高くなります)。広島県内の企業とは、広島県内に事業所(本社、支社、工場、研究開発拠点等)を有する企業とする。構築するサプライチェーン体制を構成する企業については、あらかじめ本事業での役割を明確にした上で、連携についてお互いに合意した上で、申請すること(合意の方法は問いません)。

※連携先の広島県内企業が見つからない場合は、広島県が県内企業とのマッチングを支援します。応募の意思があり、連携先を探索したい場合は、p.16「Ⅲ応募手続き_1申請手続き_(3)区分2、区分3の広島県内連携先企業等の探索について」をご確認ください。

- ④ 支援期間満了までに、構築したサプライチェーン体制又は将来的に社会実装を目指す上で想定しているサプライチェーン体制により製造した場合のCR製品について、LCAを算定し、評価を行うこと。LCAの算定は、補助対象者及び開発グループ独自の算定方法による算出で足りるものとしませんが、算定方法の考え方、根拠等は可能な限り示すこと。

3 補助対象期間と補助限度額

補助対象期間と補助限度額は3つの区分で異なり、以下表のとおりです。最大の補助対象期間は、区分1については2年、区分2、3については1年半としています。補助金の交付決定は県の会計年度ごとに行っており、次年度も引き続き補助金の交付を受けるためには、年度末に実施される継続審査において合格し、次年度の交付決定を受ける必要があります。

また、令和9年度における補助対象期間が6ヵ月以下の場合は、令和9年度の額の1/2を補助上限とします。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
補助対象期間	R8.10.1～ R9.3.31 (6ヵ月)	R9.4.1～ R10.3.31 (1年)	R10.4.1～ R10.9.30 (6ヵ月)	
区分1 基礎研究支援型	1,000千円	2,000千円	1,000千円	最大2年 4,000千円
区分2 SU等県内実証支援型	2,000千円	4,000千円	—	最大1年6ヵ月 6,000千円
区分3 サプライチェーン 構築支援型	7,000千円	14,000千円	—	最大1年6ヵ月 21,000千円

4 補助率

補助率は、応募区分、補助対象者に応じて以下の表のとおりです。

区分	補助率			
	大学等 研究機関	中小企業※	中堅企業※	大企業※
区分1 基礎研究支援型	10/10	10/10		
区分2 SU等県内実証支援型		10/10	2/3	1/10
区分3 サプライチェーン構築支援型		2/3	3/5	1/2

(※) 中小企業、中堅企業、大企業の定義は以下表のとおり。

区分	定義
中小企業※ ¹	下記に定義する会社、個人若しくは法人 ^{※2} ①製造業その他：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員 の数が300人以下の会社及び個人 ②卸売業：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員 の数が100人以下の会社及び個人 ③小売業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する 従業員の数が50人以下の会社及び個人 ④サービス業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する 従業員の数が100人以下の会社及び個人
中堅企業	中小企業に該当せず、下記の要件を満たす者 ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数が2000人以下で あること
大企業	中小企業以外の者（資本金10億円以上）

(※1) 中小企業のうち、次のいずれかに該当するものは大企業とみなす（「みなし大企業」）。同様に①～

⑤で大企業とされている部分が中堅企業である場合には、中堅企業とみなす（「みなし中堅企業」）

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥ 応募申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

(※2) 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人（企業組合等）又は法人税法別表第二にあてはまる法人、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次表のとおりです。

交付決定日以降の補助対象期間内に契約手続き（発注、納品等）が行われ、支払いが完了する経費を対象とします。

(1) 経費区分ごとの経費内容と留意事項の説明

経 費 区 分	経費内容及び留意事項
試 作 ・ 試 験 費	<p>①開発に係る目的物を試作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費</p> <p>②本開発に係る目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、組立、設計、プログラム開発、試験・分析等の外注委託に要する経費</p> <p>③本開発に必要な試験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費（例：試薬品、油、試験管、分析・解析ソフトウェア など）</p> <p>（注）汎用性の高い事務用品・ソフトウェア等の購入、また、補助事業終了時点の未使用残存品は補助対象外となります。</p>
機 械 装 置 ・ 工 具 器 具 費	<p>本開発に必要な、</p> <p>①機械装置の購入、据付に要する経費</p> <p>②機械装置の借用、リースに要する経費</p> <p>③既存の機械装置の改良に要する経費</p> <p>④工具器具の購入に要する経費（例 工作機械に使用される磨耗する刃物など）</p> <p>（注）汎用性の高い機械装置・工具器具等の購入は補助対象外となります。</p>
研 究 連 携 費	<p>本開発に係る課題解決のため、大学等研究機関や企業と共同で研究開発を行う場合に要する経費</p> <p>（例 共同研究費、委託研究費、大学等への寄附金・負担金 など）</p> <p>（注）奨学寄附金は対象となりません。</p> <p>（注）補助対象者から連携先へ支払う契約となっているものが対象です。無償のものや、連携先が補助対象者へ支払う形の契約については、研究連携費ではありません。</p>
技 術 指 導 費	<p>本開発に係る専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談を受けた場合に要する謝金等の経費（コンサルタント会社等を活用する場合も含む）</p> <p>（注）謝金の場合は、支出単価の根拠が補助事業者の定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。コンサルタント会社を活用する場合は、委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、補助対象者に成果物等が帰属する必要があります。</p> <p>（注）補助対象経費合計額の50%を上限とします。</p>
調 査 等 委 託 費	<p>本開発の遂行に必要な調査等の委託に要する経費</p> <p>①技術調査、特許調査、マーケティング調査等を委託するために支払われる経費</p> <p>②試験分析、有効性・安全性評価を委託するために支払われる経費</p> <p>（注）委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、補助対象者に成果物等が帰属</p>

	<p>する必要があります。</p> <p>(注) 補助対象経費合計額の50%を上限とします。</p>
直接人件費	<p>本開発に直接関与する者(補助対象者と雇用関係が結ばれている者に限る)の直接作業時間に対する人件費</p> <p>(注) 開発に必要な思索、考案、情報、資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などの直接作業が対象です。</p> <p>(注) 補助金交付申請時に、研究開発に直接関与する者(代表者を除く)として直接人件費対象者届出書に記載された者の直接作業時間に対する人件費(就業規則、給与規程などの諸規程の整備が前提となります。)が対象です。</p> <p>(注) 所定時間外(残業、休日出勤)の従事時間、研究開発業務を行う際の移動時間(出張中の移動時間等)は補助対象外です。</p> <p>(注) 直接従事した時間が補助事業対象期間1年間当たり1,800時間/人を限度とします。補助事業対象期間が1年間に満たない場合は、1,800時間に係数(補助対象期間月数/12月)を乗じた時間(1時間未満は切り捨て)を限度とします。</p>
諸経費	<p>①特許取得費(日本の行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)を除く)</p> <p>②本開発を行うために直接必要な、</p> <p>ア 資料購入費(図書、参考文献、資料等を調達するための経費)</p> <p>イ 法定検査・検定料等に必要経費</p> <p>ウ 旅費(学会等参加のための旅費は除く。ただし、本事業で県が開催する成果発表イベント等参加のための旅費は認める。)</p> <p>③大学等研究機関における管理等に必要な経費(一般管理費)</p> <p>(注) 一般管理費については、補助金交付額の10%を上限として認めます。</p> <p>④その他知事が特に必要と認める経費</p>

(2) 経費区分ごとの経費内容と留意事項の説明

- ① 補助事業は、補助事業計画の目的を達成するために行う事業です。補助事業による成果が目的に資するものでない場合、補助対象経費として認めない場合があります。
- ② 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものと明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ③ 補助事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、1発注金額が10万円以上(税込)を要するものについては、原則として2社以上から見積書を徴収する必要があります。ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、相見積書を徴収することが困難な場合は、選定理由書を添付し、当該発注(委託)先を随意の契約先とすることができます。
- ④ 中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません。

(3) 補助対象経費とならないもの

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはなりません。

- ① 光熱水費や通信費などの経常的経費
- ② 用途が当該事業に限定できないもの
- ③ 金融機関などへの振込手数料
- ④ 公租公課（関税を含む。）及び各種保険料
- ⑤ 飲食等に係る経費
- ⑥ 交付決定前の発注や契約締結に係る経費
- ⑦ 交付決定前に支出済みの経費
- ⑧ 発注・契約から納品や委託業務の完了、支出までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていない経費
- ⑨ 現金支払、手形の裏書譲渡による支払、他の取引との相殺による支払、ファクタリング（債権譲渡）による支払により支出が行われている経費（補助対象経費の支払いは、原則、銀行振込により行ってください）
- ⑩ 他の取引と混同・相殺して支出が行われている経費
- ⑪ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

Ⅲ 応募手続き

1 応募手続き

(1) 応募の受付期間

令和8年5月20日（水）～令和8年8月3日（月）17:00

(2) 応募方法

応募方法の詳細は、次の広島県ホームページに案内しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/77/cr-sandbox.html>



(3) 区分2、区分3の広島県内連携先企業等の探索について

SU等県内実証支援型（区分2）、サプライチェーン構築支援型（区分3）に応募するためには、広島県内企業等と応募要件に適合する形で連携することが必要となりますが、連携先が見つかっておらず、申請意思があっても要件を満たさないために申請できない場合は、県及び運営事業者が連携先候補を探索しますので、以下のリンク（申請検討フォーム）に、提案しようとするCR技術等の内容や、連携先に求める内容などの情報を登録してください。（※リンク先は、広島県が補助金業務の運営を委託している運営事業者のWebサイトになります）

【申請検討フォーム URL】

<https://forms.gle/3uMRwmFmJWBnjcTQA>

後日、登録いただいた内容を基に、面談（オンライン）を実施し、連携先を探索します。

2 審査方法

申請書を基に、書類審査を行います。審査は、県及び運営事業者が協議の上決定した複数名の外部審査員が3つの募集区分ごとに審査基準に基づき採点し、評価点の高い順から、予算の範囲内で採択事業を決定します。審査基準は、以下の表のとおりです。事業内容等については、各項目につき、0点～5点の審査員の評価点に、加重倍率を乗じて評価点を算出します。また、加点項目として、補助対象者が以下表の要件に該当する場合は3点を加点し、合わせて合計103点で審査します。

(1) 基礎研究支援型の審査基準

項目	内容	加重倍率	配点
新規性	<ul style="list-style-type: none">・先行研究や他事業にない独創的な視点を持ち、新規性を追究しようとしているか・先行事例がある場合、差別化要素が明確になっているか	4	20
目的	<ul style="list-style-type: none">・カーボンリサイクル関連技術の中で、より直接的な技術開発に関する研究内容となっているか。	4	20
実現可能性	<ul style="list-style-type: none">・実施工程・実施体制・スケジュールが妥当であるか・研究を遂行できる実施能力・実施実績を持っているか	3	15
社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none">・研究内容が実現したときの社会的インパクトがあるか・本事業の結果をもって数値的な成果を示せるか	3	15
事業に対する意欲	<ul style="list-style-type: none">・研究の社会実装や課題解決に向けた想いを持っているか・事業化に向けた仲間を集められているか・集めようとしているか	3	15
将来的な社会実装に向けたビジョン	<ul style="list-style-type: none">・将来的な社会実装を見据えたカーボンリサイクル技術の研究となっているか	3	15
合計			100

(2) SU等県内実証支援型の審査基準

項目	内容	加重倍率	配点
新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・先行研究や他事業にない独創的な視点を持ち、新規性を追究しようとしているか ・先行事例がある場合、差別化要素が明確になっているか 	4	20
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンリサイクル関連技術の中で、より直接的な技術開発に関する研究内容となっているか。 	4	20
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施工程・実施体制・スケジュールが妥当であるか ・研究を遂行できる実施能力・実施実績を持っているか 	3	15
社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ・研究内容が実現したときの社会的インパクトがあるか ・本事業の結果をもって数値的な成果を示せるか 	3	15
事業に対する意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・研究の社会実装や課題解決に向けた想いを持っているか ・事業化に向けた仲間を集められているか・集めようとしているか 	3	15
広島県で実施する意義	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の目的に沿い、広島県で実施する意義のある内容となっているか ・将来的に、原料調達から、生産、活用先まで県内を中心としたサプライチェーンを構築することを想定した計画となっているか、また具体性があるか 	3	15
合計			100

(3) サプライチェーン構築支援型の審査基準

項目	内容	加重倍率	配点
新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・先行研究や他事業にない独創的な視点を持ち、新規性を追究しようとしているか ・先行事例がある場合、差別化要素が明確になっているか 	4	20
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンリサイクル関連技術の中で、より直接的な技術開発に関する研究内容となっているか。 	3	15
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施工程・実施体制・スケジュールが妥当であるか ・研究を遂行できる実施能力・実施実績を持っているか 	3	15
社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ・研究内容が実現したときの社会的インパクトがあるか ・本事業の結果をもって数値的な成果を示せるか 	3	15
事業に対する意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・研究の社会実装や課題解決に向けた想いを持っているか ・事業化に向けた仲間を集められているか・集めようとしているか 	3	15
広島県で実施する意義	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の目的に沿い、広島県で実施する意義のある内容となっているか ・将来的な広島県内での社会実装に向けて、構築した開発体制（サプライチェーン）は期待できる内容か 	4	20
合計			100

(4) 加点項目

補助対象者	項目	配点
事業者	事業者がパートナーシップ構築宣言企業か	3※
	以下のいずれかに採択されたことがあるか。 ・令和4年度～令和7年度「ひろしまユニコーン10」アクセラレーションプログラム ・令和6年度、令和7年度「ひろしまユニコーン10」ASIACO-CREATION PROGRAM ・令和7年度「ひろしまユニコーン10」Hiroshima Launchpad: North America 2025 参考：ひろしまユニコーン10 ホームページ： https://hiroshima-unicorn10.jp/	3※
大学等研究機関	主任研究者が40歳未満か	3

※事業者において、複数の加点項目を満たしている場合でも、加点は3点が上限となります。

3 採択事業の公表

採択となった事業については、必要最低限の情報（補助対象者名、テーマ名など）は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

また、必要に応じて、採択事業の情報については県ホームページ等で公開します。

4 公募～補助金支払いまでのスケジュール (予定)

項 目	月 日	実施機関	備 考
公 募 開 始	令和8年5月20日	広島県	
申 請 書 提 出	令和8年8月3日まで	申請者	申請〆切 17:00まで
審 査 会 開 催 補 助 対 象 者 決 定	令和8年8月中	広島県 運営事業者 審査員	
採 択 決 定 通 知	令和8年9月上旬頃	運営事業者	
補 助 金 交 付 申 請	令和8年9月中旬頃	補助対象者	
交 付 決 定	令和8年9月下旬頃	広島県	
事 業 開 始	令和8年10月1日	補助対象者	
成果発表イベント	令和8年11月19日	広島県 運営事業者 補助対象者	広島県内で開催
継 続 審 査	令和9年2月～3月頃	広島県 運営事業者 審査員 補助対象者	補助対象者のプレゼンテーションによる審査
実 績 報 告 ①	令和9年3月10日まで	補助対象者	2月末までの経費に係るもの
補 助 金 額 の 確 定	事業実績報告審査後	広島県	
補 助 金 請 求 書 の 提 出	額の確定後速やかに	補助対象者	
補 助 金 の 支 払 い	令和9年3月末まで	広島県	
事 業 完 了	令和9年3月31日まで	補助対象者	
実 績 報 告 ②	令和9年4月10日まで	補助対象者	実績報告①で未報告の経費に係るもの
補 助 金 額 の 確 定	事業実績報告審査後	広島県	
補 助 金 請 求 書 の 提 出	額の確定後速やかに	補助対象者	
補 助 金 の 支 払 い	令和9年5月末頃	広島県	

IV 補助事業の実施に係る手続き・留意事項等

1 補助対象者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に知事の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければなりません。
- (3) 補助事業を完了したとき又は中止、廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産、効用の増した財産（税抜単価50万円以上のものに限ります。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への転用はできません。）

また、知事が別に定める期間以前に当該財産を処分等する場合には、事前に知事の承認を受けなければなりません。（販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認が必要です。）

なお、当該財産を処分したことによって得た収入の一部を県に納付しなければならない場合があります。（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）

- (5) 補助事業に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

2 財産の帰属等

- 本補助金を活用して購入した物件（機械装置、工具器具など）の財産権は購入者に帰属しますが、1(4)のとおり、知事の定める期間以前に当該物件を処分・譲渡等する場合には、事前に知事の承認を受ける必要があります。

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助対象者に帰属します。

3 その他の留意事項

- (1) 補助金の支払いについては、原則、補助事業完了後、実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。

なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、広島県が調査等することがあります。
- (3) 補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (4) 補助対象者が、「広島県補助金等交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断転用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (5) 本補助金の交付決定日から1年間、政治資金規正法第22条の3第4項の規定による寄附制限が適用されますので、御注意ください。

(6) 補助対象者は、本補助事業実施により得られた経験を、CHANCE 協議会や県主催のイベント等において成果の発表や意見交換を行っていただくことがあります。

なお、全区分共通要件に記載のカーボンリサイクルに関するイベントでの成果発表については、原則現地出席する必要があります。

V 補助事業の実施に係る経理事務

1 関係書類等の記録、管理、保存

- (1) 補助事業の経費を明確に区分するため、補助事業専用の帳簿（補助簿）や預金通帳を備えるなど、一般の経理と分離した整理・処理をしてください。
- (2) 補助事業の経費に係る伝票等の証拠書類は、費目毎（物品別、件別）に整理し補助事業終了後も5年間保存しなければなりません。

ア 県補助金等交付規則、交付要綱等に基づく関係書類

交付申請書、交付決定通知（変更承認申請書、変更承認通知）、実績報告書、取得財産等管理台帳、額の確定通知

イ 会計帳簿類

補助事業専用補助簿、通帳、カタログ、仕様書、見積書、発注書（伝票）、契約書（250万円以上（税込）の支出）、請書（100万円以上250万円（税込）未満の支出）、納品書（伝票）、検収調書（納品書への検収印押印による代用可）、請求書、銀行振込明細書、領収書等

ウ 補助事業終了後の整理書類

取得財産管理、処分の根拠となる関係書類等

エ 各種成果物

試作品、研究・調査データ、調査委託報告書・レポート、印刷物、その他の成果品類

2 補助対象経費の支払い方法

- (1) 補助対象経費の支払いは、原則として銀行振込により行ってください。現金支払い、手形の裏書譲渡による支払い、他の取引との相殺による支払い、ファクタリング（債権譲渡）による支払いは認めません。なお、振込手数料は補助対象外となります。
- (2) ファームバンキングで支払う場合は、取引金融機関が作成する振込データ帳票及び支払い事実を確認できる書類（例：通帳のコピー）を整理してください。

なお、取引金融機関が作成する振込データ帳票及び支払い事実を確認できる書類の整理が難しい場合は、補助対象者作成の「振込依頼電子データ」にて確認します。この際、振り込みデータシステムは、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ア. 検査対象者内部での決裁完了後、取引データが銀行へ送信されるシステムになっていること。
- イ. 送信される際にデータの改ざんができないシステムになっていること。

3 補助対象物件の検収

- (1) 補助対象物件の検収は、納品後直ちに行い、検収済みである旨と日付及び担当者の印を納品書に記載してください。なお、返品を行った場合や手直しを行った場合は、納品書（伝票等）にその旨を明確にしてください。（検収日が補助対象物件等の取得日となります。）
- (2) 補助対象物件には、補助事業により取得したことが識別できるよう補助事業年度、補助事業名等を表示してください。（表示例）

令和 年度 広島県カーボンリサイクル関連技術 研究開発支援補助金
--

4 経費ごとの整理・保管する証拠書類等

	整理する証拠書類等	備考
試作・試験費 (原材料等)	<p>(1) 仕様書 (カタログ等)</p> <p>(2) 見積書</p> <p>(3) 相見積 (税込10万円以上の場合に必要)</p> <p>(4) 選定理由書 ((3)を徴収せず特定の者に依頼する場合に必要)</p> <p>(5) 発注書</p> <p>(6) 請書 (税込100万円以上250万円未満の場合必要) 又は契約書 (税込250万円以上の場合必要)</p> <p>(7) 納品書 ・検収済みである旨と日付及び担当者の印を記載</p> <p>(8) 請求書</p> <p>(9) 銀行振込明細書 ・振込手数料は補助対象外です。 ・振込元、振込先、日付、金額のいずれかの記載がない場合は、通帳又は当座勘定照合表等の写しを添付してください。</p> <p>(10) 取得財産等管理台帳(50万円以上(税抜)の場合)※ ※複数の原材料を組立し、50万円以上の機械装置等となる場合を含む</p>	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発の目的物を試作する場合に必要な原材料及び部品等の購入、開発に必要な試験・分析に要する材料及び試薬品等の購入経費 <p>【補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汎用性の高い事務用品、ソフトウェア等 補助事業終了時点で未使用の残存品
試作・試験費 (外注委託)	<p>(1) 仕様書・設計図</p> <p>(2) 見積書</p> <p>(3) 相見積 (税込10万円以上の場合に必要)</p> <p>(4) 選定理由書 ((3)を徴収せず特定の者に依頼する場合に必要)</p> <p>(5) 発注書</p> <p>(6) 請書 (税込100万円以上250万円未満の場合必要) 又は契約書 (税込250万円以上の場合必要)</p> <p>(7) 納品書 ・検収済みである旨と日付及び担当者の印を記載</p> <p>(8) 請求書</p> <p>(9) 銀行振込明細書 ・振込手数料は補助対象外です。 ・振込元、振込先、日付、金額のいずれかの記載がない場合は、通帳又は当座勘定照合表等の写しを添付してください。</p> <p>(10) 取得財産等管理台帳(50万円以上(税抜)の場合)※ ※複数の原材料を組立し、50万円以上の機械装置等となる場合を含む</p>	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発の目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、試験・分析等を外注委託する経費 目的物の改良、据付及び修繕に要した経費 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書、発注書、請書又は契約書、納品書、請求書等の証拠書類及び発注図面等を整備、保管してください。

	整理する証拠書類等	備考
機械装置・工具器具費	<p>《購入の場合》</p> <p>(1) 仕様書・カタログ等</p> <p>(2) 見積書</p> <p>(3) 相見積 (税込10万円以上の場合必要)</p> <p>(4) 選定理由書 ((3)を徴収せず特定の者に依頼する場合必要)</p> <p>(5) 発注書</p> <p>(6) 請書 (税込100万円以上250万円未満の場合必要) 又は契約書 (税込250万円以上の場合必要)</p> <p>(7) 納品書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検収済みである旨と日付及び担当者の印を記載 <p>(8) 請求書</p> <p>(9) 銀行振込明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料は対象外です。 ・振込元、振込先、日付、金額のいずれかの記載がない場合は、通帳又は当座勘定照合表等の写しを添付してください。 <p>(10) 取得財産等管理台帳(50万円以上(税抜)の場合)※</p> <p>※複数の原材料を組立し、50万円以上の機械装置等となる場合を含む</p>	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に必要となる次の購入経費 <p>ア 機械装置・分析等機械装置 (借上の場合も対象) 及び、機械装置等を製作するための工具器具</p> <p>イ 補助事業に必要な機械装置、分析等機械装置を借上した場合に支払われる経費</p> <p>【補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性の高い機器・工具類
	<p>《借上(借用)の場合》</p> <p>(1) 仕様書・カタログ等</p> <p>(2) 見積書</p> <p>(3) 相見積 (税込10万円以上の場合必要)</p> <p>(4) 選定理由書 ((3)を徴収せず特定の者に依頼する場合必要)</p> <p>(5) 発注書</p> <p>(6) 請書 (税込100万円以上250万円未満の場合必要) 又は契約書 (税込250万円以上の場合必要)</p> <p>(7) 納品書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検収済みである旨と日付及び担当者の印を記載 <p>(8) 請求書</p> <p>(9) 銀行振込明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料は補助対象外です。 ・振込元、振込先、日付、金額のいずれかの記載がない場合は、通帳又は当座勘定照合表等の写しを添付してください。 <p>(9) 写真(借上(借用)する場合に必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者が借上(借用)した事実を確認するためのもの 	<p>【補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性の高い機器、工具類 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上(借用)の契約期間が補助事業期間を超える場合には、按分比例等の方式により補助事業期間分を算出してください。

	整理する証拠書類等	備考
研究連携費	<p>(1) 契約書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発グループ体制の事業者や大学等研究機関との間で締結されたもの <p>(2) 請求書</p> <p>(3) 銀行振込明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料は補助対象外です。 ・振込元、振込先、日付、金額のいずれかの記載がない場合は、通帳又は当座勘定照合表等の写しを添付してください。 <p>(4) 研究報告書</p>	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の交付申請書提出時点で、開発グループ体制として申請している事業者、大学等研究機関である必要があります。 <p>(交付申請提出後に、開発グループ体制を変更したい場合は、変更承認申請が必要です。)</p>
技術指導費	<p>(1) 依頼状、発注書、請書（税込100万円以上250万円未満の場合必要）又は契約書（税込250万円以上の場合必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼にあたっては、指導の承諾、指導の具体的内容、回数、謝金の単価等が明記されているもの <p>(2) 謝金規程など単価の根拠となるもの</p> <p>(3) 指導記録、議事録等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導内容、指導期間、延指導時間数、指導者の氏名等が明記されているもの <p>(4) 請求書</p> <p>(5) 銀行振込明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料は対象外です。 ・振込元、振込先、日付、金額のいずれかの記載がない場合は、通帳又は当座勘定照合表等の写しを添付してください。 	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家からの技術指導を受けた場合に要する謝金等の経費 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者に成果物が帰属する必要があります。 ・補助対象経費合計額の50%を上限とします。
調査等委託費	<p>(1) 仕様書</p> <p>(2) 見積書</p> <p>(3) 相見積（税込10万円以上の場合必要）</p> <p>(4) 選定理由書（(3)を徴収せず特定の者に依頼する場合必要）</p> <p>(5) 発注書</p> <p>(6) 請書（税込100万円以上250万円未満の場合必要）又は契約書（税込250万円以上の場合必要）</p> <p>(7) 成果品（調査報告書等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品の日付及び担当者の印を記載 <p>(8) 請求書</p> <p>(9) 銀行振込明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料は補助対象外です。 ・振込元、振込先、日付、金額のいずれかの記載がない場合は、通帳又は当座勘定照合表等の写しを添付してください。 	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に直接必要な調査等の委託に要する経費 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果物等は補助事業者に帰属するもの ・補助対象経費合計額の50%を上限とします。

	整理する証拠書類等	備考
直接人件費	<p>(1) 直接人件費積算書 (様式 2-1)</p> <p>(2) 直接人件費積算明細書 (様式 2-2-1、2-2-2、2-2-3 又は 2-2-4)</p> <p>(3) 給与支払い明細書 (写)</p> <p>(4) 支払われた給与の根拠書類 (給与規則、就業規則など)</p> <p>(5) 諸手当が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健保等級適用者以外の者は、算定金額に含む諸手当等が確認できる書類を添付 </p> <p>(6) 研究日誌 (様式 3) <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発従事者毎に、研究時間、時間数、研究内容及び関係する図面等を記載。 </p> <p>(7) 就業状況が確認できる資料 (出勤簿、タイムカード)</p> <p>(8) 年間の所定労働時間が明示された関係書類 (就業規則、就業カレンダー等)</p> <p>【対象となる研究開発業務】 開発に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告など</p>	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請時に、研究開発に直接関与する者として直接人件費対象者届出書に記載された者の直接作業時間に対する人件費 (就業規則、給与規程などの諸規程の整備が前提となります。) <p>【補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定時間外 (残業、休日出勤) の従事時間 ・ 研究開発業務を行う際の移動時間 (出張中の移動時間等) <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象とする研究開発従事者を変更する場合は、変更承認申請書を提出し、変更の承認を受けてください。 ・ 補助事業対象期間 1 年間当たり 1,800 時間/人を限度とする。補助事業対象期間が 1 年間に満たない場合は、1800 時間に係数 (補助対象期間月数 / 12 月) を乗じた時間 (1 時間未満は切り捨て) を限度とします。

	整理する証拠書類等	備考
諸経費 (特許取得・資料購入・法定検査)	<p>(1) 発注書</p> <p>(2) 納品書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検収済みである旨と日付及び担当者の印を記載。 <p>(3) 請求書</p> <p>(4) 銀行振込明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料は対象外です。 ・振込元、振込先、日付、金額のいずれかの記載がない場合は、通帳又は当座勘定照合表等の写しを添付してください。 	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許取得費、補助事業に直接必要な図書・資料購入費及び法定検査等に要した費用のみ <p>【補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料のうち、定期購読などの雑誌 ・特許取得費の場合は、出願手数料等の行政庁に納付した手数料 ・光熱水費などの経常的経費、土地取得など用途が当該事業に限定できないもの、飲食等に係る経費
諸経費 (旅費)	<p>(1) 旅費の行程、目的、内容がわかる書類</p> <p>(2) 旅費に係る領収書等（所属先の旅費規程等により算出した明細書でも可）</p>	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を行うために直接必要な旅費のみ対象 <p>【補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会等参加のための旅費 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が本事業に係る成果発表イベント等出席のための旅費は認めます。
諸経費 (一般管理費)	<p>(1) 内容、根拠がわかる資料（大学等研究機関の一般管理費に関する規定等）</p>	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等研究機関については、当該補助金による研究の実施に伴う所属機関の管理等に必要な経費（一般管理費）を、補助金交付額の10%を上限としてこれを認めます。

5 補助対象者の提出書類一覧（交付決定後）

	種 別	様 式 (根拠規定)	提 出 期 限 等
実施中	変更承認申請書	様式第2 第11条	変更をしようとするとき
完了時	実績報告書（第1回）	様式第3 第13条	（2月末までの補助対象経費について） 事業完了後30日後、又は3月10日のいずれかの早い日まで
	実績報告書（第2回）	様式第3 第13条	（第1回の実績報告で未報告の補助対象経費がある場合） 翌年度の4月10日まで
	補助金精算払請求書	様式第4 第16条	補助金の額の確定通知受領後、速やかに
終了後	仕入控除税額報告書	様式第5 第13条	補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに
	財産処分承認申請書	様式第6 第18条	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める期間の経過以前において財産を処分しようとする都度
	財産処分承認申請書 （補助事業等の成果を活用）	様式第7 第18条	

VI 問い合わせ先等

1 問い合わせ窓口

広島県商工労働局 環境・エネルギー産業課 カーボンリサイクル推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電話：082-513-3368

E-mail：syokankyo@pref.hiroshima.lg.jp

※「カーボンリサイクルサンドボックス公募について」と件名に記載してお問い合わせください。

2 運営事業者

東京都新宿区下宮比町1-4 飯田橋御幸ビル5階

株式会社リバネス

※Ⅲ1(3)「区分2、区分3の広島県内連携先企業等の探索について」に係るリンク先は株式会社リバネスのWebサイトになります。